# 神　戸　市　組　織　図

令 和 ８ 年 １０ 月

行 財 政 局 組 織 編 成 課

# 序

1　分掌事項は、神戸市事務分掌規則、その他の事務分掌規則によっている。

2　事業所及び行政機関の表示については、次のとおりである。

（１）は第１類（部相当。交通局においては課相当）の事業所を、（２）は第２類（課相当。交通局においては係相当）の事業所を、（３）は第３類（係相当）の事業所を、（４）は第４類の事業所を示す。

①は部相当の行政機関を、②は課相当の行政機関を示す。

3　この組織図は、令和８年 10 月現在で作成した。

# 目　　次


１　機　　構　　図 …… 2
２　機　　能　　図
危機管理局 …… 4
会計室 …… 5
企画調整局 …… 6
地域協働局 …… 7
行財政局 …… 8
文化スポーツ局 …… 10
福祉局 …… 11
健康局 …… 13
こども家庭局 …… 15
環境局 …… 16
経済観光局 …… 18
建設局 …… 19
都市局 …… 21
建築住宅局 …… 23
港湾局 …… 24
区役所 …… 25
消防局 …… 28
水道局 …… 31
交通局 …… 33
教育委員会事務局 …… 35
選挙管理委員会事務局 …… 37
人事委員会事務局 …… 39
監査事務局 …… 40
農業委員会事務局 …… 41
市会事務局 …… 42
３　参　　考
令和８年度組織改正の要点 …… 43
神戸市事務分掌条例 …… 45

| | |
|---|---|
| 市長 | 久元喜造 |
| 副市長 | 今西正男 ○<br>小松恵一 ☆<br>黒田慶子 ※ |

☆ 危機管理局
- 防災企画課
- 危機対策課
- 防犯対策課

会計管理者
- ○ 会計室
  - 会計課
  - 区会計管理者（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

○☆ 企画調整局
- 企画課
- 政策課
- 調整課
- 都市デザイン課
- 大学・教育連携推進課
- 東京事務所
- 秘書室
  - 秘書課
- 広報戦略部
- デジタル戦略部
- 医療産業都市部

☆ 地域協働局
- 地域協働課
- 地域活性課
- SDGs推進課
- 企業連携推進課
- 区役所課
- 住民課
- 男女共同参画課
- 市民情報サービス課
- 消費生活センター

○ 行財政局
- 総務課
- 歴史公文書館
- 業務改革課
- 庁舎課
- 法務支援課
- 人事課
- 組織編成課
- 給与課
- 厚生課
- 総務事務センター
- 財務課
- 契約監理課
- 資産活用課
- 税務部
  - 税務課
  - 税制企画課
  - 市民税企画課
  - 市民税第1課
  - 市民税第2課
  - 法人税務課
  - 固定資産税調整課
  - 固定資産税土地課
  - 固定資産税家屋課
  - 収税企画課
  - 収税第1課
  - 収税第2課
  - 収税第3課
  - 収税第4課
  - 特別滞納整理課
  - 収納管理課
- 職員研修所

☆ 文化スポーツ局
- 総務課
- スポーツ交流課
- 文化交流課
- 文化財課
- 博物館
  - 事業課
  - 学芸課
  - 小磯記念美術館
- 中央図書館
  - 総務課
  - 利用サービス課

○ 福祉局
- 政策課
- 相談支援課
- 人権推進課
- くらし支援課
- 高齢福祉課
- 介護保険課
- 国保年金医療課
- 保険年金事務センター
- 障害福祉課
- 障害者支援課
- 障害者更生相談所
- 監査指導課

○ 健康局
- 政策課
- 地域医療課
- 食品衛生課
- 環境衛生課
- 斎園管理課
- 保健所
  - 保健課
  - 医務薬務課
  - 食品衛生課
  - 環境衛生課
  - 家庭支援課
  - 衛生監視事務所（東部・西部）
  - 食品衛生検査所
  - 食肉衛生検査所
  - 精神保健福祉センター
  - 保健センター（東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西）
- 健康科学研究所
  - 第1衛生研究部
  - 第2衛生研究部

○ こども家庭局
- こども企画課
- こども未来課
- こども青少年課
- 家庭支援課
- 子育て支援課
- 若葉学園
- 総合療育センター
- 東部療育センター
- 西部療育センター
- 幼保振興課
- 保育所
- 幼保事業課
- こども家庭センター

☆ 環境局
- 環境企画課
- 脱炭素推進課
- 業務課
- 資源循環課
- 施設課
- 事業所（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）
- 自動車管理事務所
- クリーンセンター（東・港島・西）
- 布施畑環境センター
- 環境保全課
- 事業系廃棄物対策課
- 自然環境課

○ 経済観光局
- 経済政策課
- 企業立地課
- 国際課
- 新産業・科学技術課
- シアトルビジネスオフィス
- ものづくり産業課
- 商業流通課
- 観光企画課
- 農政計画課
- 農水産課
- 農業振興センター（西・北）
- 中央卸売市場運営本部
  - 経営課
  - 本場
  - 東部市場
  - 西部市場

1. ＿＿＿は、個別的指揮監督系統を示す。

＿＿＿は、一般的監督・連絡を示す。

2. 局名の左肩の○印は今西副市長主管、

☆印は小松副市長主管、

※印は黒田副市長主管、

企画調整局に関する事務は今西副市長、小松副市長が共同して所掌、

区役所に関する事務は、全副市長が共同して所掌。

上記局室区にかかる「SDGsに立脚した政策の企画・立案、実施」、

「SDGsの視点を踏まえた市役所改革の推進」及び「森林・緑化政策の推進」

の事項については黒田副市長が主管。

- 市会
  - 市会事務局
    - 総務課
    - 議事課
    - 政策調査課
- 選挙管理委員会
  - 選挙管理委員会事務局
    - 区選挙管理委員会
      - 区選挙管理委員会事務局（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）
- 教育委員会（教育長 福本 靖）
  - 教育委員会事務局
    - 教育総務課
    - 教職員人事課
    - 教職員給与課
    - 学校経営支援課
    - 学校環境整備課
    - 健康教育課
    - 学びの推進課
    - 児童生徒課
    - 特別支援教育課
    - 教職員研修所
    - 学校園
- 人事委員会
  - 人事委員会事務局
    - 調査課
    - 任用課
- 監査委員
  - 監査事務局
    - 第1課
    - 第2課
    - 第3課
- 農業委員会
  - 農業委員会事務局
- 固定資産評価審査委員会
- ☆ 建設局
  - 総務課
  - 事業用地課
  - 技術管理課
  - 職員技術研修所
  - 道路管理課
  - 道路計画課
  - 道路工務課
  - 駅前魅力創造課
  - 自転車課
  - 湾岸・広域幹線道路本部
    - 推進課
  - 森林・防災部
    - 防災課
    - 河川課
    - 森林課
  - 下水道部
    - 経営管理課
    - 計画課
    - 管路課
    - 施設課
  - 公園部
    - 管理課
    - 企画課
    - 魅力創造課
    - 整備課
    - 森林整備事務所
  - 王子公園再整備本部
    - 王子公園再整備課
  - 王子動物園
  - 建設事務所（東部・中部・北・西部・垂水・西）
  - 東水環境センター
    - 管理課
    - 施設課
  - 中央水環境センター
    - 管理課
    - 施設課
  - 西水環境センター
    - 管理課
    - 施設課
- ☆ 都市局
  - 総務課
  - 都市計画課
  - 都市づくり課
  - 未来都市推進課
  - 交通政策課
  - 景観政策課
  - まち再生推進課
  - 駅まち推進課
  - 都心再整備本部
    - 都心再整備部
      - 都心三宮再整備課
  - 地域整備推進課
  - 用地活用推進課
  - 工務課
  - 内陸・臨海振興課
  - 産業団地整備課
- ☆ 建築住宅局
  - 政策課
  - 住宅整備課
  - 住宅建設課
  - 住宅管理課
  - 建築指導部
    - 建築調整課
    - 建築安全課
    - 安全対策課
  - 技術管理課
  - 建築課
  - 設備課
  - 保全課
- ○ 港湾局
  - 経営企画課
  - ウォーターフロント再開発部
    - ウォーターフロント再開発推進課
  - 空港戦略部
    - 空港調整課
    - 空港整備課
    - 誘致戦略課
  - 振興課
  - 経営課
  - 海務課
  - 神戸港管理事務所
  - 港湾計画課
  - 物流戦略課
  - 工務課
  - 海岸防災課
- ○☆※ 区役所
  - 総務部（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）
  - 地域協働課
  - 市民課
  - 保険年金医療課
  - 保健福祉部（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）
  - 保健福祉課
  - 生活支援課
  - 市民課〔北神〕
  - 地域協働課〔北神〕
  - 保健福祉課〔北神〕
  - 北須磨支所〔須磨〕
    - 市民課
    - 保険年金医療課
    - 保健福祉課
    - 生活支援課
  - 玉津支所〔西〕
- ☆ 消防局
  - 総務部
    - 総務課
    - 職員課
    - 施設課
  - 予防部
    - 予防課
    - 査察課
    - 危険物保安課
  - 警防部
    - 警防課
    - 消防団支援課
    - 司令課
    - 航空機動隊
  - 救急部
    - 救急課
  - 市民防災総合センター
  - 消防署（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）
    - 総務査察課
    - 消防防災課
    - 北神分署〔北〕
  - 水上消防署
- ☆ 水道局
  - 経営企画課
  - 営業課
  - 技術企画課
  - 配水課
  - 給水課
  - 浄水統括事務所
    - 施設課
    - 設備課
    - 浄水事務所（上ヶ原・千刈）
  - 水質試験所
  - 水道管理事務所（東部・西部・北部）
- ○ 交通局
  - 経営企画課
  - 人事総務課
  - 営業課
  - 自動車部
    - 市バス経営課
    - 市バス車両課
    - 営業所〔石屋川・中央〕
  - 高速鉄道部
    - 地下鉄経営課
    - 運輸課
    - 地下鉄職員研修所
    - 施設課
    - 電気システム課
    - 地下鉄車両課

# 危機管理局

## 防災企画課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵危機管理に関する施策の企画、計画の策定及び連絡調整に関すること。
⑶災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
⑷交通安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。

## 危機対策課

⑴危機対策（大規模な災害、事故又は事件等により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
⑵危機対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
⑶災害等警戒本部及び対策本部に関すること。

## 防犯対策課

⑴防犯対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。

# 会計室

| 会計課 |
| --- |
| ⑴室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。<br>⑵会計制度の企画、調整及び改善に関すること。<br>⑶現金の出納及び保管に関すること。<br>⑷物品及び有価証券の出納及び保管に関すること。<br>⑸会計事務の検査に関すること。<br>⑹収入証紙に関すること。<br>⑺支出命令の審査に関すること。<br>⑻指定金融機関等に関すること。<br>⑼現金及び財産の記録管理に関すること。<br>⑽決算の調製に関すること。 |

# 企画調整局

## 企画課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵国の行政機関その他関係機関との協議、連絡及び調整に関すること。
⑶大都市制度に関すること。
⑷他の地方公共団体との連携及び協力に関すること。
⑸市の区域の基本的事項に関すること。
⑹関西広域連合に関すること。

## 政策課

⑴市政の基本的施策及び新規施策の調査、研究、立案及び推進に関すること。
⑵総合基本計画に関すること。
⑶政策課題の解決に向けた庁内外の連携及び調整に関すること。
⑷地方創生に係る総合調整に関すること。
⑸統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑹各種の統計資料の整備及び編集、統計調査結果の総合的解析並びに人口推計等に関すること。
⑺各種統計データの利活用による効果的な政策・施策立案の推進に関すること。

## 調整課

⑴市政の重要施策の総合調整に関すること。
⑵外郭団体の事業調整に関すること。
⑶スマートシティの推進に関すること。
⑷関西国際空港に係る調整に関すること。

## 都市デザイン課

⑴地域再生の推進に関する企画、立案及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵まちの佇まいに係る総合調整に関すること。
⑶創造都市ネットワークに関すること。

## 大学・教育連携推進課

⑴産官学民の連携及び調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
⑵大学等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。
⑶教育大綱に関すること。
⑷総合教育会議に関すること。
⑸神戸市公立大学法人に関すること。
⑹政策課題の調査、研究に関すること。
⑺震災復興に係る調査及び調整に関すること。

## 東京事務所（第２類事業所）

⑴国会、各省庁その他関係機関との連絡及び情報収集に関すること。
⑵東京圏における情報発信に関すること。

## 秘書室

### 秘書課

⑴市長及び副市長の秘書に関すること。
⑵儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。
⑶叙勲及び褒章に関すること。

## 広報戦略部

⑴広報活動の企画及び実施に関すること。
⑵報道機関との連絡に関すること。
⑶広聴施策の企画及び実施に関すること。
⑷市民からの問い合わせ、提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。

## デジタル戦略部

⑴デジタル施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
⑵ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）による業務改革及び働き方改革の推進並びに市民サービスの向上に関すること。
⑶市民へのデジタル施策の普及に関すること。
⑷情報システムの計画、開発、運用、保守（他の所管に属するものを除く。）及び監理並びに改善指導に関すること。
⑸電子計算機及び情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹情報セキュリティ対策の総括的な推進、指導及び調整に関すること。
⑺社会保障・税番号制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

＜行政事務センター＞（第３類事業所）
⑴行政手続の受付及び処理の集約化及び改善に関すること。

## 医療産業都市部

⑴神戸医療産業都市の推進に関すること。
⑵医療・介護及び計算科学関連の産業集積及び育成に関すること。
⑶医療機関、研究機関及び教育機関との連携及び調整に関すること。
⑷スーパーコンピュータを活用した研究開発を行う施設に関すること。
⑸神戸市臨床研修情報センターに関すること。

# 地域協働局

## 地域協働課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵地域協働に係る調査、企画、推進及び広報に関すること（他の所管に属するものを除く。）
⑶地域共生の推進に係る連携及び調整に関すること。
⑷公益財団法人神戸国際コミュニティセンターに関すること（経済観光局の所管に属するもの・国際施策に関するものを除く。）。
⑸神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。

## 地域活性課

⑴協働と参画のまちづくりの推進に関すること。
⑵地域課題の把握及び解決に向けた総合的な調整に関すること。
⑶地域住民の自治組織など地域組織への支援及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷認可地縁団体に関すること。
⑸ふれあいのまちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関すること。
⑺ＮＰＯ法人の認証及び認定に関すること。
⑻社会貢献活動の支援に関すること。
⑼移住及び交流の促進に関すること。
⑽地域活動への支援に係る総合的な調整に関すること。

## ＳＤＧｓ推進課

⑴ＳＤＧｓに立脚した政策の企画、立案及び推進に関すること。
⑵神戸ＳＤＧｓ貢献基金に関すること。

## 企業連携推進課

⑴産官学民の連携及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵企業等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。
⑶個人版及び企業版ふるさと納税に関すること。

## 区役所課

⑴区役所の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵区政の企画及び調査に関すること。

## 住民課

⑴戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑登録及び個人番号カードに係る事務の統括、改善及び指導に関すること。
⑵戸籍の入力及び写し、謄本又は抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。
⑶外国人住民に係る住居地の届出の統括に関すること。
⑷特別永住者の手続きの統括に関すること。
⑸住居表示制度の実施及び町及び字の区域及び名称に関すること。
⑹新たに生じた土地の確認に関すること。

［三宮証明サービスコーナー］（第４類事業所）
⑴住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付に関すること。

## 男女共同参画課

⑴女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。

＜男女共同参画センター＞（第３類事業所）
⑴女性活躍及び男女共同参画に係る施策の立案、啓発、調査及び研究に関すること。
⑵神戸市男女共同参画審議会に関すること。
⑶男女共同参画センター及び婦人会館の管理及び運営に関すること。

## 市民情報サービス課

⑴情報公開制度及び神戸市情報公開審査会に関すること。
⑵個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審査会に関すること。
⑶市政情報の収集、整備及び提供並びに庁内案内に関すること。
⑷市民の意見提出手続制度に関すること。
⑸市民相談に関すること。

## 消費生活センター（第２類事業所）

⑴消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関すること。
⑵消費生活情報の収集及び提供に関すること。
⑶消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
⑷生活必需物資の安定供給の確保に関すること。
⑸消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。
⑹消費生活に関する調査及び研究に関すること。
⑺計量検査に関すること。

# 行財政局

## 総務課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵神戸市長の資産等の公開に関すること。
⑶文書に関すること。
⑷公印の管守に関すること。
⑸審査請求における審査庁の事務及び審理員が行う事務の補助に関すること（市長が審査庁である場合に係るものに限る。）。
⑹職員の公正な職務の執行の確保に関すること。
⑺内部統制に関すること。
⑻行政手続に関すること。

＜チャレンジドオフィス＞（第３類事業所）
⑴文書集配に関すること。
⑵前号に掲げるもののほか、その他文書に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 歴史公文書館（第２類事業所）

⑴特定歴史公文書等の保存及び利用に関すること。
⑵歴史公文書の歴史公文書館への引継ぎ又は移管に関すること。
⑶歴史資料の収集及び整理に関すること。
⑷特定歴史公文書等の調査研究及び普及啓発に関すること。
⑸公文書等管理委員会に関すること。
⑹歴史公文書館の管理及び運営に関すること。

## 業務改革課

⑴業務改革に関すること。
⑵附属機関及び有識者会議の調整に関すること。
⑶地方独立行政法人制度に関すること。

## 庁舎課

⑴市役所本庁舎の管理及び執務環境の改善に関すること。
⑵集中管理車の配車及び整備に関すること。

## 法務支援課

⑴法的手法等の調査、研究及び助言に関すること。
⑵本市における訴訟及び調停の統轄に関すること。
⑶条例、規則及び訓令甲の審査に関すること。
⑷神戸市例規集及び公報その他公告式に関すること。
⑸神戸市行政不服審査会に関すること。

## 人事課

⑴職員の配置に関すること。
⑵職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関すること。
⑶前２号に掲げるもののほか、人事に関すること。

## 組織編成課

⑴組織機構に関すること。
⑵職員の定数に関すること。

## 給与課

⑴職員の給与に関すること。
⑵職員団体及び職員の労働組合に関すること。
⑶給与制度の調査、研究及び改善に関すること。
⑷神戸市特別職議員報酬等審議会に関すること。
⑸前各号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関すること。

## 厚生課

⑴職員の福利厚生に関すること。
⑵神戸市職員共助組合及び神戸市職員信用組合に関すること並びに神戸市職員共済組合に関すること。
⑶退職年金及び恩給に関すること。
⑷職員の衛生管理に関すること。
⑸事業場の安全管理に関すること。
⑹職員の公傷病に関すること。

## 総務事務センター

⑴総務事務の集約化及び改善に関すること。
⑵職員の給与の支給に関すること。
⑶前２号に掲げるもののほか、総務事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 財務課

⑴財政全般の企画及び調整に関すること。
⑵予算の編成及び管理に関すること。
⑶市議会の議案及び業務報告に関すること。
⑷公債、宝くじ及び借入金に関すること。
⑸財政調査及び報告並びに財政事情の公表に関すること。
⑹譲与税（他の所管に属するものを除く。）、交付金（他の所管に属するものを除く。）及び地方交付税に関すること。
⑺神戸市公債基金及び神戸市財政調整基金に関すること。

## 契約監理課

⑴契約事務の総合調整に関すること。
⑵契約制度の企画及び立案に関すること。
⑶入札参加資格に関すること。
⑷入札及び契約に係る広報に関すること。
⑸入札及び契約に係るシステムの改善及び管理に関すること。

## 資産活用課

⑴財産区有財産の管理及び処分に関すること。
⑵財産区有金の会計経理に関すること。
⑶前２号に掲げるもののほか、財産の管理に関すること。
⑷公有財産の調査及び総括に関すること。
⑸局所管の不動産（他の所管に属するものを除く。）の貸付け、管理及び保全に関すること。
⑹不動産（他の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償並びに処分に関すること。
⑺不動産の活用及び処分の企画並びに促進に関すること。
⑻ファシリティマネジメント（施設の管理、保全及び活用の最適化をいう。）の推進に関すること。
⑼指定管理者制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑽神戸市不動産評価審議会に関すること。
⑾公共用地の取得に伴う損失補償基準の総括に関すること。
⑿地価公示等に関すること。

## 税務部（市税事務所）

### 税務課

⑴部所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵税務広報に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶税務のシステムの総合調整、計画、開発、管理、運用及び保守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷市税の業務改革の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 税制企画課

⑴税制の調査及び企画並びに税務統計に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵市税関係予算に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶譲与税、交付金及び県税徴収委託金の収納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷市税関係例規の制定及び改廃に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸市税に関する訴訟に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹市税の業務改革に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 市民税企画課

⑴個人の市民税の賦課事務の統括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵市税その他徴収金の収納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷市税の窓口の運営管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 市民税第１課

⑴個人の市民税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶市税の窓口の運営管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

［市税の窓口］（第４類事業所）
東灘・中央・北

### 市民税第２課

⑴個人の市民税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶市税の窓口の運営管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

［市税の窓口］（第４類事業所）
灘・須磨・垂水

### 法人税務課

⑴法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵法人関係税県市共同窓口に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 固定資産税調整課

⑴固定資産税及び都市計画税の事務の調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵償却資産に係る固定資産税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷市税に関する照会及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 固定資産税土地課

⑴固定資産に係る固定資産税及び都市計画税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵特別土地保有税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶国有資産等所在市町村交付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 固定資産税家屋課

⑴家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 収税企画課

⑴市税その他徴収金の督促及び滞納整理事務の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶市の未収債権（市税その他徴収金を除く。）の徴収に係る調査及び総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 収税第１課

⑴市税その他徴収金の督促及び滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 収税第２課

### 収税第３課

### 収税第４課

⑴市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 特別滞納整理課

⑴市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

### 収納管理課

⑴市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵市税のその他徴収金の収納、収納管理及び督促に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶過誤納金の還付及び充当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸納税証明に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 職員研修所（第１類事業所）

⑴職員研修に関すること。
⑵前号に掲げるもののほか、人材育成に関すること。

# 文化スポーツ局

## 総務課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵局所管施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
＜公民館＞（第３類事業所）
住之江・葺合・清風・長田・南須磨・東垂水・玉津南
⑴公民館の管理及び運営に関すること。
⑵教室、講座、講演会、展示会その他事業に関すること。

## スポーツ交流課

⑴スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵スポーツ施設等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶国際的なスポーツイベントに関すること。

## 文化交流課

⑴文化事業の企画、振興及び連絡調整に関すること。
⑵文化施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 文化財課

⑴文化財保護に関する諸施策の企画、調査、研究、連絡及び調整に関すること。
⑵文化財関連施設に関すること。

## 博物館（第１類事業所）

## 事業課

⑴博物館の管理及び運営に関すること。
⑵博物館の広報活動及び地域連携事業に関すること。

## 学芸課

⑴特別展、企画展、講演会、講座その他事業の計画及び実施に関すること。
⑵神戸市立博物館資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること。

## 小磯記念美術館（第２類事業所）

⑴博物館小磯記念美術館（以下「小磯記念美術館」という。）及び博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館（以下「神戸ゆかりの美術館」という。）の管理及び運営に関すること（神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。）。
⑵特別展、企画展、講演会、講座その他事業の計画及び実施に関すること（神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。）。
⑶神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること（神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。）。

＜神戸ゆかりの美術館＞（第３類事業所）
⑴神戸ゆかりの美術館の管理及び運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵特別展、企画展、講演会、講座その他事業の計画及び実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶神戸ゆかりの美術館資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 中央図書館（第１類事業所）

## 総務課

⑴東灘図書館、灘図書館、三宮図書館、兵庫図書館、北図書館、北神図書館、新長田図書館、須磨図書館、名谷図書館、垂水図書館及び西図書館に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵図書館に係る施策の企画立案及び調整に関すること。
⑶図書館情報ネットワークシステムの運用に関すること。
⑷地域連携の推進に関すること。

## 利用サービス課

⑴図書館資料（電子図書等を含む）の収集、提供、管理及び利用促進に関すること。
⑵自動車図書館に関すること。
⑶書誌の編集及び管理に関すること。
⑷郷土及び行政資料等に関すること。
⑸子どもの読書活動推進に関すること。
⑹調査相談事務に関すること。

# 福祉局

## 政策課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵市民福祉の啓発に関すること。
⑶市民福祉総合計画に関すること。
⑷福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。

## 相談支援課

⑴複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。
⑵家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。
⑶ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。
⑷ひきこもりに関する情報発信に関すること。
⑸再犯防止・更生支援に関すること。

## 人権推進課

⑴人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。
⑵犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

## くらし支援課

⑴生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
⑶福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
⑷福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。
⑺基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。
⑻民生委員及び児童委員に関すること。
⑼地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑽生活保護に関すること。
⑾中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑿保護施設の認可、指導及び監督に関すること。
⒀ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。
⒁市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
⒂被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒃低所得世帯療養資金の償還に関すること。
⒄生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。
⒅行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

［更生センター、更生援護相談所］（第４類事業所）

## 高齢福祉課

⑴高齢者の社会参加に関すること。
⑵戦没者遺族、戦傷病者及び引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶高齢者の福祉事業の総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷老人福祉施設等の整備及び認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること。
⑹認知症に関すること。

## 介護保険課

⑴介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵介護保険事業計画に関すること。
⑶福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷介護保険システムに関すること。
⑸地域包括支援センターに関すること。
⑹あんしんすこやか窓口に関すること。
⑺地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑻介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑼ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 国保年金医療課

⑴国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
⑶医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

## 保険年金事務センター（第２類事業所）

⑴国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵国民年金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 障害福祉課

⑴障害者のスポーツの振興に関すること。
⑵障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
⑶障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
⑸障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
⑹障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑺バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑻障害者の就労の促進に関すること。
⑼身体障害者福祉センターに関すること。
⑽心身障害者扶養共済制度に関すること。
⑾重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑿特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

⒀発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。
⒁医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。

## 障害者支援課

⑴障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹障害者及び障害児の地域移行に関すること。
⑺障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 障害者更生相談所（課相当の行政機関）

⑴障害者の相談、指導及び判定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
⑷関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

## 監査指導課

⑴社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。
⑵介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
⑷老人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
⑹障害者福祉施設等（障害児入所施設を含む。）の従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

# 健康局

## 政策課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵衛生上の統計に関すること。
⑶健康創造都市ＫＯＢＥの推進に関すること。

## 地域医療課

⑴地域医療の確保に関すること。
⑵救急医療対策に関すること。
⑶在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
⑷看護師の確保の支援に関すること。
⑸兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。
⑹地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。
⑺神戸こども初期急病センターに関すること。

## 食品衛生課

⑴食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 環境衛生課

⑴環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

［動物管理センター］（第４類事業所）

## 斎園管理課

⑴市立の墓園及び斎場に関すること。
⑵墓地及び埋葬等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

＜墓園管理センター＞（第３類事業所）
⑴墓園施設の管理及び運営に関すること。

［鵯越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所］（第４類事業所）

＜斎場管理センター＞（第３類事業所）
⑴斎場施設の管理及び運営に関すること。

［甲南斎場、鵯越斎場、有馬斎場、西神斎場］（第４類事業所）

# 保健所（部相当の行政機関）

## 保健課

⑴保健事業の企画、推進、調整及び実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵健康危機管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶栄養の改善及び食育に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷歯科口腔保健に関すること。
⑸精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑺結核及び感染症に関すること。
⑻予防接種及び健康被害に関すること。
⑼公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。
⑽高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑾医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。
⑿保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒀神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。

＜口腔保健支援センター＞（第３類事業所）
⑴歯科口腔保健に関すること。

## 医務薬務課

⑴医務に関すること。
⑵介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。
⑶薬務に関すること。
⑷献血に関すること。
⑸保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る。）。
⑹食品表示に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑺栄養の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 食品衛生課

⑴食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。

## 環境衛生課

⑴環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

［動物管理センター］（第４類事業所）
※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長（健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

## 家庭支援課

＜母子保健係＞
⑴区役所との事業に係る調整及び支援に関すること（母子保健事業に限る。）。
※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長（こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

## 衛生監視事務所（第２類事業所）（東部・西部）

⑴食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 食品衛生検査所（第２類事業所）

⑴経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵食品の試験及び検査に関すること。

## 食肉衛生検査所（第２類事業所）

⑴食肉の試験及び検査に関すること。
⑵と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

**精神保健福祉センター（課相当の行政機関）**

⑴精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵神戸いのち大切プランに関すること。
⑶神戸市自殺対策推進センターに関すること。
⑷保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。

**保健センター（第２類事業所）**
**（東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西）**

⑴人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く）。
⑵健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶医務及び薬務に関すること。
⑷歯科保健に係る相談及び指導に関すること。
⑸精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
⑹特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。
⑺結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること（保健課に属するものを除く。）。
⑻予防接種事業に関すること（保健課に属するものを除く。）。
⑼公害（アスベストを含む。）に関すること。

※各保健センターにおける職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。

**健康科学研究所（第１類事業所）**

⑴健康科学研究所の検査等に関する信頼性確保業務に関すること。

**第１衛生研究部**

⑴健康科学研究所の管理及び運営に関すること。
⑵主に食品・環境化学の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。
⑶主に食品・環境化学の衛生に関する試験及び検査に関すること。

**第２衛生研究部**

⑴主に感染症の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。
⑵主に感染症の衛生に関する試験及び検査に関すること。

**保健福祉部**
**（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）**

**保健福祉課**

⑴子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

**保健福祉課（北）**

⑴子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

**保健福祉課（須磨）**

⑴子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

# こども家庭局

## こども企画課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

## こども未来課

⑴子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
⑵医療費助成に係る事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## こども青少年課

⑴児童館に関すること。
⑵子ども会に関すること。
⑶新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。
⑷地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。

## 家庭支援課

⑴要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
⑵児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等、指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談並びに女性の保護に関すること。
⑷母子保健及び難病の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること（他の所管に属するものは除く。）。

## 子育て支援課

⑴ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
⑵こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものは除く。）。

## 若葉学園（第２類事業所）

⑴入所又は通所児童の自立支援に関すること。
⑵退所した者についての相談その他の援助に関すること。

## 総合療育センター（第２類事業所）

⑴知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。
⑵まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。
⑶神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。

## 東部療育センター（第２類事業所）

⑴障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。
⑵ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

## 西部療育センター（第２類事業所）

⑴障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。
⑵のばら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

## 幼保振興課

⑴就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。
⑵保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶施設型給付費、地域型保育給付費等、施設等利用費及び乳児等支援給付費の支給に関すること。
⑷民間の教育・保育施設、地域型保育事業等及び乳児等通園支援事業に係る助成に関すること。
⑸子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹民間の教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業に係る施設の整備に関すること。
⑺市立の保育所の運営に関すること。
⑻地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 保育所（第２類事業所）

⑴乳幼児の保育に関すること。

（魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台）

## 幼保事業課

⑴子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）、子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること及び乳児等のための支援給付に係る乳児等支援給付認定に関すること。
⑵保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可及び認定に関すること。
⑷特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。
⑸民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹教育・保育内容の研究並びに保育所、認定こども園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の職員の研修に関すること。
⑺子ども・子育て支援法第 59 条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## こども家庭センター（児童相談所）（部相当の行政機関）

⑴児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。
⑵児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。
⑶児童の一時保護に関すること。
⑷児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。
⑸児童虐待の防止等に関すること。
⑹里親に関すること。
⑺児童入所施設措置費等の支払及び徴収に関すること。
⑻療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

# 環境局

## 環境企画課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵環境政策の企画推進及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶環境教育に関すること。
⑷家庭系一般廃棄物の適正処理及び減量並びに資源化の企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 脱炭素推進課

⑴エネルギー政策に関すること。
⑵地球温暖化対策に関すること。
⑶環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 業務課

⑴家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。
⑵家庭系一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷家庭系し尿の収集及び運搬並びに事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。
⑸一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
⑹河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
⑺市民トイレ等に関すること。
⑻犬猫等動物死体の収集及び運搬等に関すること。
⑼環境整備用自動車の調達に関すること（他の所管に属するものを除く。）
⑽一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
⑾一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑿局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
⒀大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

［淡河環境センター、資源リサイクルセンター］（第４類事業所）

## 資源循環課

⑴家庭系一般廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵家庭系一般廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 施設課

⑴局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。
⑵一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。
⑶一般廃棄物の処理技術に関すること。
⑷局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。
⑸埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。

＜妙賀山クリーンセンター＞（第３類事業所）
⑴一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。

＜苅藻島クリーンセンター＞（第３類事業所）
⑴一般廃棄物の中継に関すること。
⑵一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

＜落合クリーンセンター＞（第３類事業所）
⑴一般廃棄物の中継に関すること。
⑵一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

## 事業所（第２類事業所）（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

⑴家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。
⑵家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。

## 自動車管理事務所（第２類事業所）

⑴環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。
⑵自動車の整備及び検査に関すること。
⑶機材の修理に関すること。

## クリーンセンター（第２類事業所）（東・港島・西）

⑴一般廃棄物の焼却及び破砕（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
⑵焼却灰の処分に関すること。
⑶クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
⑷一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

## 布施畑環境センター（第２類事業所）

⑴一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。
⑵センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
⑶最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

## 環境保全課

⑴大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。
⑵開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。）の許可及び指導監督に関すること。
⑷環境影響評価制度の運営及び審査に関すること。
⑸都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に関すること。
⑹建築工事に係る資材の再資源化等に係る届出及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑺太陽光発電施設等の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 事業系廃棄物対策課

⑴廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）に係る許可及び指導監督に関すること。
⑷廃棄物の適正排出及びその指導並びに再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出され

る粗大ごみを除く。）の収集又は運搬に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
⑹廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
⑺産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管に係る届出及び指導に関すること。
⑻建設工事に係る資材の再資源化等に係る指導のうち、廃棄物の排出及び処理に関すること。
⑼使用済自動車の処理に係る登録、許可及び指導に関すること。
⑽ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関すること。
⑾土砂の埋立て等に係る許可及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑿路上喫煙及びぽい捨て防止対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒀住居等における堆積物対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒁地域環境の保全及び美化に関すること。
⒂不法投棄の防止及び対策に関すること。

| 自然環境課 |
| --- |
| ⑴生物多様性の保全に関すること。<br>⑵開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。 |

# 経済観光局

## 経済政策課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵産業の振興に関する企画、立案及び調整に関すること。
⑶大規模小売店舗の立地に関すること。
⑷中小企業の融資に関すること。
⑸雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関すること。
⑹勤労者の福利厚生に関すること。

## 企業立地課

⑴企業立地に関すること。
⑵対内投資の促進に関すること。
⑶企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷都市型創造産業に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。

## 国際課

⑴国際施策の推進に関する企画、調査及び調整に関すること。
⑵姉妹都市等との交流に関すること。
⑶国際的な儀式及び交際に関すること。
⑷企業の海外展開支援に関すること。

## 新産業・科学技術課

⑴新産業の育成に関すること。
⑵海外拠点を活用した経済交流に関すること。

## シアトルビジネスオフィス（第２類事業所）

⑴北米地域との経済交流及び産官学連携に関すること。

## ものづくり産業課

⑴成長産業の育成に関すること。
⑵工場立地に関すること。
⑶工業の振興に関すること。
⑷地場産業の育成及び振興に関すること。
⑸生活文化産業の振興に関すること。
⑹技能の振興に関すること。

## 商業流通課

⑴商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
⑵流通対策に関する連絡及び調整に関すること。

## 観光企画課

⑴観光及びＭＩＣＥの振興に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること。
⑵泉源の管理に関すること。

## 農政計画課

⑴農政の総括並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
⑵農業の振興に関する企画及び推進に関すること。
⑶農業及び漁業の担い手に係る施策に関すること。
⑷鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸人と自然との共生ゾーンに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関すること。
⑺農業用ため池の整備に関する調査、計画及び調整に関すること。
⑻農地・農業用施設の災害復旧工事に関すること。
⑼森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関すること。
⑽水産関連施設の土木工事に関すること。

## 農水産課

⑴地域資源循環型農業の推進に関すること。
⑵農水産物等の消費の拡大に関すること。
⑶園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関すること。
⑷観光農業に関すること。
⑸沿岸域の漁業の振興に関すること。
⑹漁港の管理及び整備計画に関すること。

## 西農業振興センター（第２類事業所）

⑴農業振興地域の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。以下同じ。）。
⑵人と自然との共生ゾーンに関すること。
⑶都市農村交流の推進に関すること。
⑷農地の有効活用の推進に関すること。
⑸農業の担い手の育成に関すること。
⑹土地基盤整備の推進に関すること。
⑺農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。
⑻鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。
⑼米麦及び園芸作物の振興に関すること。
⑽農業生産環境に関すること。
⑾観光農業に関すること。
⑿畜産物の生産及び技術の普及に関すること。
⒀家畜の衛生及び防疫に関すること。
⒁畜産物の消費拡大に関すること。
⒂前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務、農業の振興及び畜産の振興に関すること。

## 北農業振興センター（第２類事業所）

⑴農業振興地域の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。以下同じ。）。
⑵人と自然との共生ゾーンに関すること。
⑶都市農村交流の推進に関すること。
⑷農地の有効活用の推進に関すること。
⑸農業の担い手の育成に関すること。
⑹土地基盤整備の推進に関すること。
⑺農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。
⑻鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。
⑼米麦及び園芸作物の振興に関すること。
⑽農業生産環境に関すること。
⑾観光農業に関すること。
⑿前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務及び農業の振興に関すること。

## 中央卸売市場運営本部

### 経営課

⑴本場、東部市場及び西部市場（次号において「本場等」という。）の総合調整及び運営の企画に関すること。
⑵本場等の経営の分析及び改善に関すること。
⑶卸売業者、仲卸売業者及び関連事業者の業務検査及び財務検査の事務管理に関すること。

### 本場、東部市場、西部市場（第２類事業所）

⑴市場の運営、調査及び統計に関すること。
⑵施設整備の計画及び実施に関すること。
⑶業務の許可及び市場施設の指定等に関すること。
⑷各種の使用料等の徴収に関すること。
⑸市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。
⑹市場関係事業者に対する許可等及び指導監督に関すること。
⑺市場関係事業者の業務の検査及び経営指導に関すること。
⑻買出人の指導に関すること。

# 建設局

## 総務課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵下水道事業に係る会計事務に関すること。

## 事業用地課

⑴不動産の管理及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵不動産の取得及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 技術管理課

⑴技術管理に関する総括及び調整に関すること。
⑵土木の技術及び技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。
⑶土木の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。
⑷工事の請負契約に係る検査に関すること。
⑸工事の安全管理に関すること。
⑹優良工事の認定に関すること。
⑺建設事業外部評価委員会に関すること。

## 職員技術研修所（第２類事業所）

⑴職員の技術研修に関すること。
⑵人材育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 道路管理課

⑴道路工事等に係る契約等の事務手続きに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵道路の路線の認定、廃止及び変更並びに区域の決定等に関すること。
⑶道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関すること。
⑷道路敷地の確認及び整理並びに不用敷地の処分に関すること。
⑸道路台帳、測量標及び車両の通行に関すること。
⑹道路の占用に関すること。
⑺屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に係る許可に関すること。
⑻私道の整備の助成に関する連絡及び調整等に関すること。

## 道路計画課

⑴道路及び街路に関する調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵道路及び溝渠の指導、調整及び検査に関すること。

## 道路工務課

⑴道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵道路占用工事及び道路掘削工事に関する事務、調整及び指導に関すること。
⑶電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。
⑷橋梁の新設、維持及び補修に関すること。
⑸トンネルの維持及び補修に関すること。
⑹道路の防災及び災害復旧に関すること。
⑺道路の交通安全施設に関する計画、調査及び整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑻都市計画道路の整備に関すること（都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。）。
⑼道路工事に係る積算に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 駅前魅力創造課

⑴駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 自転車課

⑴自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。
⑵自動車駐車場の管理に関すること。

# 森林・防災部

## 防災課

⑴防災の推進及び調整、災害復旧の総括に関すること。
⑵防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。
⑶局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関すること。
⑷宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に係る審査、許可及び検査に関すること。
⑸宅地及び盛土の防災の推進に関すること。
⑹砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関すること。

## 河川課

⑴河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること。
⑵河川の工事及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。

## 森林課

⑴森林・緑化関係施策の推進及び連携に関すること。
⑵六甲山系等における森林整備に関すること。

# 湾岸・広域幹線道路本部

## 推進課

⑴国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。
⑵前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関すること。

# 下水道部

## 経営管理課

⑴下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 計画課

⑴下水道事業の計画に関すること。
⑵下水道事業に係る指導、調整及び検査に関すること。
⑶工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること。
⑷水質管理計画の総括に関すること。

## 管路課

⑴下水道事業に係る管路施設の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵排水設備に関すること。

## 施設課

⑴下水道事業に係る処理場・ポンプ場施設等の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

# 公園部

## 管理課

⑴公園緑地に係る不動産の管理に関すること。
⑵都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 企画課

⑴公園緑地・都市緑化施策の調査、研究、立案及び推進に関すること。

### 魅力創造課

⑴公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。
⑵市民との協働による公園緑地の管理に関すること。
⑶都市の緑化の推進に関すること。
⑷有料公園施設等の管理及び運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸公園及び緑化の指導、調整及び検査に関すること。
⑹緑地の保全、活用及び風致の保全に関すること。

### 整備課

⑴公園緑地整備に関する計画及び調整に関すること。
⑵公園緑地、街路樹及び緑地帯の維持、管理及び補修に関すること。
⑶公園施設の整備及び安全確保の推進に関すること。
⑷公園緑地及び街路の緑化に関する工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸造園技術に関すること。
⑹有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。

### 森林整備事務所（第２類事業所）

⑴森林の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵六甲山系等におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関すること。
⑶市有林の管理に関すること。
⑷山麓の電飾の維持管理及び工事に関すること。
⑸再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。

## 王子公園再整備本部

### 王子公園再整備課

⑴王子公園再整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）　。

## 王子動物園（第１類事業所）

⑴王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑵動物の飼育及び繁殖に関すること。
⑶動物病院の管理運営に関すること。
⑷動物の調査、研究及び教育に関すること。

## 建設事務所（第１類事業所）（東部・中部・北・西部・垂水・西）

⑴市民からの要望に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア（美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。）及び市民公園の助成に関すること。
⑶私道の整備の助成に関すること。
⑷都市公園の使用及び占用の許可（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑸巡視及び不法占用対策に関すること。
⑹自転車駐車場の管理及び放置自転車対策に関すること。
⑺道路照明灯及び街路灯に関すること。
⑻宅地造成工事及び既成宅地の保全に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑼道路、溝渠、公園及び河川の維持及び補修に関すること。
⑽道路の美化等に関すること。
⑾道路の使用及び占用の承認、許可、指導、工事の調整及び検査並びに溝渠の使用の許可に関すること。
⑿道路、街路及び河川の工事に関すること。
⒀治山砂防事業及び都市計画事業の工事に関すること。
⒁前各号に掲げるもののほか、土木工事に関すること。
⒂公園緑地、街路樹及び緑地帯の工事に関すること。
⒃公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持保全及び管理に関すること。
⒄まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。

## 水環境センター（第１類事業所）（東・中央・西）

### 管理課

⑴下水道事業に関する相談、調査及び指導に関すること。
⑵下水道事業に係る施設の工事及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶下水道事業に係る財産の維持及び管理に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。

### 施設課

⑴下水道事業に係る処理場・ポンプ場施設等の工事及び維持管理に関すること。
⑵し尿の処理に関すること（中央水環境センター施設課に限る。）。

# 都市局

## 総務課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵産業団地整備事業の経営に関すること。

## 都市計画課

⑴都市計画に関する調査、立案及び総括調整に関すること。
⑵都市計画審議会に関すること。
⑶都市再生整備計画関連事業の調整に関すること。
⑷都市計画法等の規定による開発行為の相談及び許可並びに開発登録簿等に関すること。
⑸都市計画決定事項の照会、案内、相談及び啓発に関すること。
⑹都市計画法の規定による建築行為等の許可及び相談に関すること。
⑺地区計画に係る行為等の届出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑻神戸市開発審査会に関すること。

## 都市づくり課

⑴都市づくりに関する調査、企画立案及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵地域や民間事業者等と連携した都市づくりの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶大規模集客施設の立地に係る協議に関すること。
⑷集合住宅建設事業に関すること。

## 未来都市推進課

⑴都市政策の実現に向けた企画立案及び調整に関すること。
⑵地域活性化施策の立案及び調整に関すること。

## 交通政策課

⑴都市交通体系の調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵公共交通体系の整備に係る総合調整に関すること。
⑶新たな交通手段の導入に係る調整に関すること。

## 景観政策課

⑴都市景観の形成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵歴史的建築物その他の景観資源の保全活用に関すること。

## まち再生推進課

⑴協働と参画のまちづくり及び関連する行為の届出に関すること。
⑵密集市街地の再生に関すること。
⑶住宅市街地総合整備事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷神戸市立こうべまちづくり会館に関すること。

## 駅まち推進課

⑴駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵計画的開発団地その他まちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 都心再整備本部

## 都心再整備部

## 都心三宮再整備課

⑴本部所管事務の運営管理及び都心三宮の再整備に係る総括調整に関すること。
⑵都心三宮の再整備に係る企画、調査、計画、及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶都心交通体系に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷本庁舎２号館再整備に係る調査、計画、調整及び実施に関すること。

## 地域整備推進課

⑴土地区画整理事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵土地区画整理法（昭和 22 年法律第 119 号）の規定による認可及び監督の手続に関すること（個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行に係るものに限る。）。
⑶都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）の規定による認可及び監督に関すること（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。）。
⑷個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の指導及び育成に関すること。
⑸土地区画整理法及び都市再開発法の規定による建築行為等の許可及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑹再開発地区を中心とした地域のにぎわいづくりに関すること。
⑺多井畑西地区における里山の保全及び活用に関すること。

## 用地活用推進課

⑴用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵市及び市長が施行した土地区画整理事業区域の清算金の徴収及び交付並びに換地図等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 工務課

⑴局所管事業に係る工事及びその調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業及び下三条町北地区防災街区整備事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 内陸・臨海振興課

⑴神戸市が開発した住宅団地及び産業団地（以下「内陸・臨海団地」という。）の重要事項に係る企画及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵内陸・臨海団地に係る工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶内陸・臨海団地に係る建築物、電気設備及び機械設備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷内陸･臨海団地に係る造成地及びその他の不動産の管理（他の所管に属するものを除く。）並びに調整に関すること。
⑸内陸・臨海団地に係る公共施設等の管理及び運営並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹内陸・臨海団地に係る不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関すること。
⑺内陸・臨海団地に係る造成地への企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

| 産業団地整備課 |
| --- |
| ⑴新たに整備する産業団地（以下「産業団地」という。）の基本計画及び基本設計並びに重要事項の企画及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>⑵産業団地に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>⑶産業団地の造成に係る工事並びにその他付帯する工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>⑷産業団地に係る造成地及びその他の不動産の管理並びに調整に関すること。<br>⑸産業団地に係る公共施設等の管理及び運営並びに移管に関すること（他の所管に属するものを除く。）。<br>⑹産業団地に係る不動産の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。<br>⑺産業団地に係る造成地への企業の誘致に関すること。 |

# 建築住宅局

## 政策課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵住宅政策に係る調査、調整及び企画に関すること。
⑶民間住宅に対する支援施策に関すること。
⑷民間マンションの管理適正化の促進に関すること。
⑸ライフステージに応じた住み替え支援に関すること。
⑹住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。
⑺空家及び空地の活用の推進に関すること。

## 住宅整備課

⑴市営住宅等の工事施行手続及び調整に関すること。
⑵不動産（政策課、住宅整備課、住宅建設課及び住宅管理課の所管に属するものに限る。）の取得、管理及び処分に関すること。
⑶市営住宅等のマネジメント（市営住宅等の再編及び改修をいう。）及び建設に係る調査、調整及び計画に関すること。
⑷市営住宅等の土木工事に関すること。
⑸借上げに係る市営住宅の返還に係る調査及び計画に関すること。

## 住宅建設課

⑴市営住宅等の建築工事、電気及び機械の設備工事並びに保守修繕に関すること。
⑵市営住宅の建築技術に係る調査、研究及び調整に関すること。
⑶市営住宅の建築設備に係る調査、研究及び調整に関すること。

## 住宅管理課

⑴市営住宅の管理に関すること。
⑵市営住宅の入居者の募集、選考及び入退去に関すること。
⑶市営住宅の不正使用及び使用料等の徴収に係る争訟に関すること。
⑷神戸市立多聞集会所に関すること。

# 建築指導部

## 建築調整課

⑴建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく台帳の管理及び閲覧、届出及び統計に関すること。
⑵建築に関する相談及び情報の提供に関すること。
⑶中高層建築物等の建築に係る住環境に関する相談、指導及び紛争の調整に関すること。

## 建築安全課

⑴建築指導行政に係る許可、認定、企画及び調整に関すること。
⑵建築物等に係る届出、審査及び検査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶建築物における環境・省エネルギー対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷指定確認検査機関への指導及び調整に関すること。
⑸建築基準法に規定する道路に関すること。
⑹神戸市建築審査会に関すること。

## 安全対策課

⑴建築物の安全性の確保及び改善支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵建築基準法に違反する建築物の調査及び措置に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）等に基づく空家及び空地の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷建築物等の耐震化の促進に関すること。

## 技術管理課

⑴市有建築物等の工事施行手続及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵建築技術の調査、研究、調整及び普及に関すること。
⑶市有建築物及び市営住宅の建築に伴う土木工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 建築課

⑴市有建築物の調査、研究及び調整に関すること。
⑵市有建築物の建築工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 設備課

⑴建築設備に係る調査、研究及び調整に関すること。
⑵市有建築物の電気及び機械の設備工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶都市計画事業及び再開発事業に係る電気及び機械の設備に関すること。
⑷市有建築物等のＥＳＣＯ事業（省エネルギーの改修工事による光熱費の削減分で投資を賄う事業をいう。）に関すること。

## 保全課

⑴市有建築物並びに市有建築物の電気及び機械の設備に係る維持保全及び保守修繕に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵自家用電気工作物の保守管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

# 港湾局

## 経営企画課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵船員及び港湾労働者等の福利厚生に関すること。
⑶港湾環境整備負担金に関すること。
⑷港湾事業の料金制度に関すること。

## ウォーターフロント再開発部

### ウォーターフロント再開発推進課

⑴ウォーターフロント（新港突堤西地区及び中突堤・高浜地区）の再開発に係る調査、企画及び調整に関すること。

## 空港戦略部

### 空港調整課

⑴神戸空港に係る調査、企画、管理及び調整に関すること（他の所属に属するものを除く。）。

### 空港整備課

⑴神戸空港の工事及びこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵神戸空港の管理及び維持保全並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 誘致戦略課

⑴神戸空港島に係る調査、企画、調整及び企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵神戸空港島の工事及びこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶神戸空港島の管理及び維持保全並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 振興課

⑴港湾のにぎわい創出、情報発信、国際業務、客船誘致その他港湾の振興に係る調査、企画及び調整に関すること。

## 経営課

⑴港湾施設の管理に係る調査、企画及び調整に関すること。
⑵港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制及び臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関すること。
⑷臨港地区における港湾産業に関すること。

## 海務課

⑴船舶の入出港に係る港湾施設の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵船舶の入出港その他の動静管理に関すること。
⑶港湾区域内における船舶の安全及び利用に関すること。
⑷国際水域施設の保安対策に関すること。
⑸港務艇の運航（運搬給水を含む。）及び維持管理に関すること。

## 神戸港管理事務所（第２類事業所）

⑴港湾施設等の施設及び普通財産の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵船舶給水（運搬給水を除く。）に関すること。

## 港湾計画課

⑴港湾及び海岸の計画等に係る調査、企画及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵港湾の統計に係る調査及び解析に関すること。
⑶港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理に係る調査、企画及び調整に関すること。

## 物流戦略課

⑴船舶（客船を除く。）及び貨物の誘致に係る調査、企画及び調整に関すること。

## 工務課

⑴課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。
⑵港湾施設等の施設及び海岸保全施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 海岸防災課

⑴海岸保全区域の指定並びに海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の管理に関すること。
⑵須磨海水浴場の運営に関すること。
⑶海岸保全施設及び港湾施設等の施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷局の防災の総合調整及び水際対策に関すること。
⑸国際埠頭施設の保安対策に関すること。

## 総務部（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

### 地域協働課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

⑴区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵住居表示に関すること。
⑶公会堂に関すること（東灘区役所に限る。）。
⑷魚崎財産区に関すること（東灘区役所に限る。）。
⑸災害対策に係る企画の立案並びに連絡及び調整に関すること。
⑹選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑺各種の統計調査その他の調査（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく調査を除く。）に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
⑻広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
⑼地域住民の自治組織など地域組織及び NPO 等の支援に関すること。
⑽体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。
⑾区のまちづくりの推進及び調整に関すること。
⑿地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
⒀各種団体との連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

＜六甲アイランド出張所（東灘）、山田出張所（北）、明舞出張所（垂水）、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所、岩岡出張所（西）＞
⑴住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること（六甲アイランド出張所を除く。）。
⑵戸籍及び住民基本台帳に関する届出の受付に関すること（明舞出張所に限る。）。
⑶戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交付に関すること（六甲アイランド出張所を除く。）。
⑷個人の印鑑登録の受付に関すること（明舞出張所に限る。）。
⑸個人番号カードに関すること（六甲アイランド出張所及び明舞出張所に限る。）。
⑹選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）（六甲アイランド出張所及び明舞出張所を除く。）。
⑺まちづくりの推進及び調整に関すること（六甲アイランド出張所を除く。）。
⑻埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受付に関すること（明舞出張所に限る。）。
⑼住民の異動に伴う国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する届出の受付に関すること（明舞出張所に限る。）。
⑽就学に関すること（明舞出張所に限る。）。

### 市民課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

⑴戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
⑵埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
⑶公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
⑷外国人住民に係る住居地の届出に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
⑸特別永住者の手続きに関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
⑹自動車の臨時運行に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。
⑺就学に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に関することを含む。）。

### 保険年金医療課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

⑴国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
⑵介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
⑶国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
⑷医療費助成に関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。
⑸後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。

## 保健福祉部（福祉事務所※）（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）
※こども家庭支援課こども保健係を除く

### 保健福祉課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

⑴民生委員に関すること。
⑵社会福祉の統計に関すること。
⑶戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
⑸精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹高齢者の福祉及び介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑺医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑻成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑼前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑽児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑾ひとり親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑿子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒀子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒁第 10 号から前号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒂母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

### 生活支援課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

⑴生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
⑶被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するも

のを除く。)。
⑸中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除き、垂水区役所に限る。)。

### 市民課（北神）

⑴区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵各種団体との連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑶住居表示に関すること。
⑷災害対策に係る企画の立案並びに連絡および調整に関すること。
⑸選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑹戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⑺埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⑻公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⑼外国人住民に係る住居地の届出に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⑽特別永住者の手続きに関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⑾自動車の臨時運行に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⑿就学に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⒀国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。)（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⒁介護保険に関すること(他の所管に属するものを除く。)(北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⒂国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⒃医療費助成に関すること（北区役所の所管区域に関することを含む。)。
⒄後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。)（北区役所の所管区域に関することを含む。)。

### 地域協働課（北神）

⑴広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
⑵地域住民の自治組織など地域組織及び NPO 等の支援に関すること。
⑶体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関すること。
⑷区のまちづくりの推進及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑸地域課題の把握及び解決に向けた調整に関すること。
⑹各種団体との連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。)。

＜有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所（北神）＞
⑴住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に関すること。
⑵戸籍及び住民基本台帳に関する届出の受付に関すること（明舞出張所に限る。)。
⑶戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交付に関すること。
⑷個人の印鑑登録の受付に関すること(明舞出張所に限る。)。
⑸個人番号カードに関すること(明舞出張所に限る。)。
⑹選挙に関すること(他の所管に属するものを除く。)(明舞出張所を除く。)。
⑺まちづくりの推進及び調整に関すること。
⑻埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受付に関すること（明舞出張所に限る。)。
⑼住民の異動に伴う国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関する届出の受付に関すること(明舞出張所に限る。)。
⑽就学に関すること(明舞出張所に限る。)。

### 保健福祉課（福祉事務所）（北神）

⑴民生委員の推薦に関すること。
⑵戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑶保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
⑷精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑸高齢者の福祉及び介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑹医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑺成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑻生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑼行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
⑽被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑾生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑿前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⒀児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⒁ひとり親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⒂子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⒃子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⒄第 10 号から第 13 号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
⒅母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。

## 北須磨支所（須磨）

### 市民課

⑴支所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵住居表示に関すること。
⑶各種団体との連絡及び調整に関すること。
⑷広報及び広聴並びに市民の各種相談に関すること。
⑸選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑹戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。
⑺埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。
⑻公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。
⑼外国人住民に係る居住地の届出に関すること。
⑽特別永住者の手続きに関すること。
⑾就学に関すること。

### 保険年金医療課

⑴国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑵介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑶国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。
⑷医療費助成に関すること。
⑸後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するもの

を除く。)。

**保健福祉課（須磨福祉事務所支所※）**
**※こども保健係を除く**

⑴民生委員の推薦に関すること。
⑵社会福祉の統計に関すること。
⑶戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑷保健事業に係る広報及び啓発に関すること。
⑸精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑹高齢者の福祉及び介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑺医療給付事務に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑻成人及び高齢者の保健事業の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑼児童の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑽ひとり親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑾子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑿子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⒀母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。
⒁前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。)。

**生活支援課**

⑴生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑵行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
⑶被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑷生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。)。

**玉津支所（西）**

⑴災害対策に係る連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑵選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑶戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。
⑷埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。
⑸公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。
⑹外国人住民に係る住居地の届出に関すること。
⑺就学に関すること。
⑻国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑼国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。
⑽医療費助成に関すること。
⑾後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⑿前各号に掲げるもののほか、保健及び福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。)。
⒀まちづくりの推進及び調整に関すること。

# 消防局

## 総務部

### 総務課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵関係諸機関との連絡及び渉外に関すること。
⑶消防職員（以下「職員」という。）の給与の支給に関すること。
⑷消防に関する基本的施策その他重要な施策及び事務事業の企画、推進及び調整に関すること。
⑸組織及び制度の調整及び研究に関すること。
⑹法規に関すること。
⑺争訟に関すること。
⑻広報及び広聴に関すること。
⑼特命による重要事項の調整に関すること。

### 職員課

⑴職員の人事に関すること。
⑵組織、定数及び制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶職員の給与の基準に関すること。
⑷職員の安全衛生に関すること。
⑸職員の公務災害に関すること。
⑹共済組合、共助組合その他職員の福利厚生制度事務に関すること。
⑺消防職員委員会に関すること。

### 施設課

⑴消防施設の営繕に関すること。
⑵局に属する財産の管理に関すること。
⑶自動車、舟艇、航空機及び機械器具の更新整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑷自動車の運行管理に関すること。
⑸自動車事故の処理に関すること。
⑹消防通信施設の設置、保全及び運営管理に関すること。
⑺消防通信施設工事の設計、検査及び監督に関すること。
⑻消防防災情報システムに関すること。

## 予防部

### 予防課

⑴部内事務の連絡及び調整に関すること。
⑵火災予防に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑶防火管理者、防災管理者及び自衛消防組織の育成及び指導に関すること。
⑷緊急通報システムに関すること。
⑸自主防災組織の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑹火災原因及び損害の調査に関すること。
⑺火災統計及び調査資料の解析に関すること。

### 査察課

⑴防火対象物の査察に関すること。
⑵防火管理、防災管理及び防炎規制に関すること。
⑶火を使用する設備、器具等に対する規制に関すること。
⑷防火対象物の違反是正に関すること。
⑸消防用設備等に関すること。
⑹高層建築物等の防火安全計画の指導に関すること。
⑺建築確認等の同意及び指導に関すること。
⑻防火対象物に係る検査（建築確認等の同意を伴うものに限る。）に関すること。
⑼消防設備士の指導に関すること。
⑽防災設備技能講習を行う者に対する指導及び助言に関すること。

### 危険物保安課

⑴危険物、危険物施設及び指定可燃物施設の規制等に関すること。
⑵火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の防災指導に関すること。
⑶石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に関すること。
⑷火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に関すること。
⑸液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に関すること（経済観光局の所管に属するものを除く。）。

## 警防部

### 警防課

⑴部内事務の連絡及び調整に関すること。
⑵警防業務、消防戦術及び警防訓練に係る施策の企画及び調整に関すること。
⑶消防部隊及び車両の配備運用計画に関すること。
⑷本市に設置される各種対策本部消防部の所管する事務に関すること。
⑸風水害対策及び震災対策に関すること。
⑹消防地水利及び消防活動障害に関すること。
⑺警防活動に関する個人装備の整備に関すること。
⑻開発指導に関すること。
⑼災害活動の指揮及び指揮支援に関すること。
⑽特殊災害に関すること。
⑾救助業務に関すること。
⑿緊急消防援助隊及び消防相互応援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⒀出初め式の実施に関すること。
⒁災害の分析、研究、統計及び記録に関すること。

### 消防団支援課

⑴消防団に関すること。
⑵消防団の施設及び機械器具に関すること。
⑶消防作業従事者等の災害補償に関すること。
⑷神戸市消防協会に関すること。

### 司令課

⑴消防部隊の編成、統制及び運用に関すること。
⑵通報の受理、指令及びこれに付随する業務に関すること（他の市町から受託した事務を含む。）。
⑶災害活動の監察に関すること。
⑷救急医療情報の収集及び気象情報の処理に関すること。
⑸火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
⑹非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に関すること。

### 航空機動隊

⑴航空消防に係る企画及び調整に関すること。
⑵航空機の運用に関すること。
⑶航空機及び航空機に装備する資機材の整備、点検及び管理に関すること。
⑷航空関連機関等との連絡調整に関すること。

## 救急部

### 救急課

⑴救急資器材の配置及び開発に関すること。
⑵救急に係る施策の企画及び調整に関すること。
⑶救急関係機関との連絡及び調整に関すること。
⑷救急隊の運用に関すること。

⑸救急情報システム等に関すること。
⑹患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導に関すること。
⑺救急需要対策に関すること。
⑻救急隊員の教育及び訓練に関すること。
⑼メディカルコントロール体制に関すること。
⑽水上消防署の救急業務等の実施に関すること。

## 市民防災総合センター

⑴職員及び消防団員の教育訓練（自動車の運転及び管理に係るものを除く。）に関すること。
⑵消防科学の研究に関すること。
⑶危険物等の鑑定及び判定に関すること。
⑷市民生活の安全に関わる機器の研究及び開発に関すること。
⑸防災センターにおける市民に対する防災教育に関すること。
⑹応急手当等の普及及び推進に関すること。
⑺緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に伴う防災センターの拠点としての運用に関すること。
⑻特別消防隊の運用に関すること。
⑼消防音楽隊に関すること。
⑽防火対象物の査察の実施の支援に関すること。

## 消防署
## （東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

### 総務査察課

＜総務係＞
⑴消防署、総務査察課及び消防防災課の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
⑵文書及び公印の管守に関すること。
⑶広報及び広聴に関すること。
⑷事務処理用電子計算機の管理に関すること。
⑸職員の人事、給与、教養及び服務に関すること。
⑹職員の安全衛生管理に関すること。
⑺職員の公務災害補償事務に関すること。
⑻消防作業従事者等の災害補償事務に関すること。
⑼経理に関すること。
⑽庁舎管理に関すること。
⑾職員の福利厚生に関すること。
⑿安全運転管理者の職務に関すること。
⒀交通事故の示談解決に関すること。
⒁防火安全協会・防火協会との連携に関すること。
⒂出張所に関することのうち、他の係の所管に属しないこと。
⒃救急ステーションに関することのうち、救急係の所管に属しないこと（西消防署に限る。）。
⒄他の課及び係並びに分署の所管に属しないこと。

＜査察係＞
⑴防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。
⑵自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関すること。
⑶神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）に基づく届出（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ・仕掛け、水道断水・減水、道路工事・占用・使用、露店等の開設及び指定洞道等の届出並びに消防用設備等の設置計画の届出を除く。）に関すること。
⑷防火対象物の査察の実施に関すること。
⑸防火対象物の違反処理の執行に関すること。
⑹防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。
⑺消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。
⑻消防用設備等の指導及び規制に関すること。
⑼防火対象物の検査に関すること。
⑽消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。
⑾石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。
⑿火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること。
⒀火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。
⒁前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。

### 消防防災課

＜消防第1係、消防第2係及び消防第3係＞
⑴災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関すること。
⑵災害活動の指揮及び安全管理に関すること。
⑶火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
⑷消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。
⑸整備管理者の職務に関すること。
⑹消防機械器具の保守管理に関すること。
⑺消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。
⑻関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。
⑼救助業務の実施及び訓練に関すること。
⑽火災の原因及び損害の調査に関すること。
⑾災害情報の収集及び記録に関すること。
⑿被災証明に関すること。
⒀消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。
⒁神戸市火災予防条例に基づく届出（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ・仕掛け、水道断水・減水、道路工事・占用・使用、露店等の開設及び指定洞道等の届出に限る。）に関すること。
⒂屋外催しに係る防火管理に関すること。
⒃消防団に関すること。
⒄火災予防広報に関すること。
⒅防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関すること。
⒆防災教育の支援に関すること。
⒇自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関すること。
㉑事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関すること。
㉒前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関すること。
※消防第1係、消防第2係及び消防第3係の係別分掌事務は、消防局長が定める。

＜救急係＞
⑴救急業務の実施及び訓練に関すること。
⑵救急統計及び救急報告に関すること。
⑶管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。
⑷市民救急の普及啓発に関すること。
⑸救急広報に関すること。
⑹消防対象物の査察の実施に関すること。（消防係の所管に属するものを除く。）
⑺その他救急事務に関すること。

## 北神分署

⑴地域住民、消防団、各種団体等との消防に関する事務の調整に関すること。
⑵分署の庶務に関すること。
⑶公印の管守に関すること。
⑷職員の安全衛生管理に関すること。
⑸庁舎管理に関すること。
⑹安全運転管理者の職務に関すること。
⑺車両及び機器の保守管理に関すること。
⑻予防査察及び指導に関すること。
⑼神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。
⑽防火相談に関すること。
⑾自衛消防訓練の実施に関すること。
⑿総務査察課査察係第 14 号に掲げる事務に関すること。
⒀消防防災課消防第１係、消防第２係及び消防第３係の分掌事務に関すること。
⒁消防防災課救急係の分掌事務に関すること。
⒂前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要があると認める事項に関すること。

## 出張所（有馬・北須磨）

⑴出張所の庶務に関すること。
⑵職員の安全衛生管理に関すること。
⑶庁舎管理に関すること。
⑷安全運転管理者の職務に関すること。
⑸車両及び機器の保守管理に関すること。
⑹予防査察及び指導に関すること。
⑺神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。
⑻防火相談に関すること。
⑼自衛消防訓練の指導に関すること。
⑽総務査察課査察係第 14 号に掲げる事務に関すること。
⑾消防防災課消防第１係、消防第２係及び消防第３係の分掌事務（第 12 号を除く。）に関すること。
⑿消防防災課救急係の分掌事務に関すること。
⒀前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要と認める事項に関すること。

## 水上消防署

＜総務係＞
⑴消防署の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
⑵文書及び公印の管守に関すること。
⑶広報及び広聴に関すること。
⑷事務処理用電子計算機の管理に関すること。
⑸職員の人事、給与、教養及び服務に関すること。
⑹職員の安全衛生管理に関すること。
⑺職員の公務災害補償事務に関すること。
⑻消防作業従事者等の災害補償事務に関すること。
⑼経理に関すること。
⑽庁舎管理に関すること。
⑾職員の福利厚生に関すること。
⑿安全運転管理者の職務に関すること。
⒀交通事故の示談解決に関すること。
⒁防火安全協会・防火協会との連携に関すること。
⒂他の係の所管に属しないこと。

＜査察係＞
⑴防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。
⑵自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関すること。
⑶神戸市火災予防条例に基づく届出（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ・仕掛け、水道断水・減水、道路工事・占用・使用、露店等の開設及び指定洞道等の届出並びに消防用設備等の設置計画の届出を除く。）に関すること。
⑷防火対象物の査察の実施に関すること。
⑸防火対象物の違反処理の執行に関すること。
⑹防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。
⑺消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。
⑻消防用設備等の指導及び規制に関すること。
⑼防火対象物の検査に関すること。
⑽消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。
⑾石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。
⑿火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。
⒀火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。
⒁前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。

＜消防第１係、消防第２係及び消防第３係＞
⑴災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関すること。
⑵災害活動の指揮及び安全管理に関すること。
⑶火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
⑷消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。
⑸整備管理者の職務に関すること。
⑹消防機械器具の保守管理に関すること。
⑺消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。
⑻関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。
⑼救助業務の実施及び訓練に関すること。
⑽火災の原因及び損害の調査に関すること。
⑾災害情報の収集及び記録に関すること。
⑿被災証明に関すること。
⒀消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。
⒁神戸市火災予防条例に基づく届出（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ・仕掛け及び指定洞道等の届出に限る。）に関すること。
⒂屋外催しに係る防火管理に関すること。
⒃消防団に関すること。
⒄火災予防広報に関すること。
⒅防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関すること。
⒆防災教育の支援に関すること。
⒇自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関すること。
㉑事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関すること。
㉒前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関すること。
㉓救急業務の実施及び訓練に関すること。
㉔救急統計及び救急報告に関すること。
㉕管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。
㉖市民救急の普及啓発に関すること。
㉗救急広報に関すること。
㉘その他救急事務に関すること。
※消防第１係、消防第２係及び消防第３係係別分掌事務は、消防局長が定める。

# 水道局

## 経営企画課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵局の経営の基本、経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
⑶財政計画及び資金計画に関すること。
⑷料金制度の調査及び研究に関すること。
⑸各種統計の調査及び改善に関すること。
⑹水資源施策及び水利権の基本に関すること。
⑺広報及び広聴に関すること。
⑻公有財産管理事務の調整に関すること。
⑼不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関すること。
⑽法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関すること。
⑾争訟の統轄に関すること。
⑿会計事務の総括に関すること。
⒀現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。
⒁局内監査に関すること。
⒂局の契約事務に関すること。
⒃職員の人事に関すること。
⒄職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関すること。
⒅人材育成及び研修体制に関すること。（技術企画課の所管に属するものを除く。）
⒆給与、勤務時間その他労働条件に関すること。
⒇職員の労働組合に関すること。
㉑職員の福利厚生に関すること。
㉒DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務改革に関すること。
㉓情報システムに関すること。
㉔車両の保険及び整備の指導に関すること。

## 営業課

⑴お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関すること。
⑵営業に関する調査・指導及び業務改善に関すること。
⑶営業に関するシステムに関すること。
⑷水道料金その他収入金の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑸使用水量の査定及び調査に関すること。

## 技術企画課

⑴局の基幹的施策の立案及び調整に関すること。
⑵基幹施設整備工事の計画及び調整に関すること。
⑶水道の技術的調査研究に関すること。
⑷人材育成、技術・技能継承及び研修体制に関すること。（経営企画課の所管に属するものを除く。）
⑸水・インフラ整備に関する国際貢献に関すること。
⑹水道事業の広域連携に関すること。
⑺危機管理体制（事業継続計画、訓練、災害時協定を含む）に係る企画及び調整に関すること。
⑻導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関すること。
⑼土木積算に関する連絡及び調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
⑽水量統計に関すること。（他の所管に属するものを除く。）

## 配水課

⑴導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水道の配水管を含む。）の維持、改良工事に関すること。
⑵管路情報管理システムの計画及び調整に関すること。
⑶漏水防止工事の企画及び調査に関すること。
⑷水圧の調査及び統計に関すること。
⑸漏水修繕の調査及び統計に関すること。
⑹土木積算に関する調査、連絡、調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
⑺貯蔵品の管理に関すること。
⑻配水に関する危機管理対応の調整に関すること。

## 給水課

⑴指定給水装置工事事業者に関すること。
⑵給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関すること。
⑶開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関すること。
⑷工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関すること。
⑸工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関すること。
⑹工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関すること。
⑺水道のメーター（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑻貯蔵品の管理（配水課の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑼給水に関する危機管理対応の調整に関すること。

## 浄水統括事務所（第１類事業所）

### 施設課

⑴貯水、浄水に関すること。
⑵導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関すること。
⑶施設の維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑷上水道水源のかん養に関すること。

### 設備課

⑴電気設備（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑵機械設備（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑶テレメータ・テレコントロールシステムの保守管理、更新に関すること。
⑷水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑸営繕に関すること。
⑹国際インフラ協力事業に関すること。

## 上ヶ原浄水事務所（第２類事業所）

⑴浄水に関すること。
⑵施設の維持管理に関すること。
⑶水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑷工業用水道の取水、浄水に関すること。
⑸基幹施設整備工事の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

## 千苅浄水事務所（第２類事業所）

⑴貯水、浄水に関すること。
⑵施設の維持管理に関すること。
⑶上水道水源のかん養に関すること。
⑷基幹施設整備工事の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

## 水質試験所（第２類事業所）

⑴水道の浄化過程の調査、研究に関すること。
⑵水質試験に関すること。

## 水道管理事務所（第１類事業所）（東部・西部）

⑴導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関すること。
⑵配水操作に関すること。
⑶漏水防止工事の施行に関すること。
⑷水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
⑸貯蔵品の受払及び管理に関すること。
⑹水道管理事務所における広報及び相談に関すること。
⑺管路情報管理システムの管理及び運用に関すること

| 水道管理事務所（第２類事業所）（北部） |
| --- |
| ⑴導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関すること。<br>⑵配水操作に関すること。<br>⑶漏水防止工事の施行に関すること。<br>⑷水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。<br>⑸貯蔵品の受払及び管理に関すること。<br>⑹水道管理事務所における広報及び相談に関すること。<br>⑺管路情報管理システムの管理及び運用に関すること |

# 交通局

## 経営企画課

⑴経理契約に関すること。
⑵出納事務に関すること。
⑶財政計画及び資金計画に関すること。
⑷予算、決算に関すること。
⑸交通事業基金に関すること。
⑹局の基本的施策の立案及び各種事業計画の調整に関すること。
⑺事業の経営改善に関すること。
⑻交通事業審議会に関すること。
⑼交通情報システムの計画・調整、運用、分析に関すること。

## 人事総務課

⑴職員の人事に関すること。
⑵職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関すること。
⑶労働組合に関すること。
⑷労働条件の調整及び労働事情の調査に関すること。
⑸職員の給与の支給に関すること。
⑹被服貸与に関すること。
⑺職員への研修（他の所管に属するものを除く）の企画、調査及び実施に関すること。
⑻局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑼例規の制定、改廃、編さん及び保存に関すること。
⑽公印の管守に関すること。

## 営業課

⑴運輸収入、営業統計及び営業案内に関すること。
⑵乗合自動車（一般乗合）及び高速鉄道の運賃制度（他事業者との調整を含む。）に関すること。
⑶定期券発売及び遺留品に関すること。
⑷自動車事業の乗車券及び乗車料金等の収入（営業所の取扱い分を含む。）に関すること。
⑸乗客増対策及び収益力の向上に関すること。
⑹KOBE カード協議会に関すること。
⑺広告及び事業用宣伝に関すること。
⑻附帯事業の調整及び実施に関すること。
⑼既設テナントビル等に係る事務に関すること。
⑽不動産の取得、借入、管理、処分（事業の用に供されているものの管理を除く。）に関すること。

# 自動車部

## 市バス経営課

⑴自動車の運転計画に関すること。
⑵自動車事業の事業計画の策定に関すること。
⑶バスターミナル整備に関する計画及び調整、停留所施設の設置等に関すること。
⑷営業所の運営に係る総括調整に関すること。
⑸お客様サービスの向上及び自動車職員のマナーの向上に関すること。
⑹自動車職員の服務指導及び業務指導の基本に関すること。
⑺安全運転の指導及び運転事故の防止対策に関すること。
⑻事業上生じた事故の処理及び損害賠償に関すること。
⑼市バス営業所管理運営に関する評価委員会に関すること。
⑽自動車職員への研修の企画、調査及び実施に関すること。

## 市バス車両課

⑴自動車車両の総合整備計画、点検整備及び修理、検査に関すること。
⑵魚崎、中央南、松原、落合、清水が丘、西神各委託営業所車庫の整備関係業務の管理・検収に関すること。
⑶自動車車両の新車購入業務及び安全対策処理対応業務に関すること。
⑷自動車車両の部品の製作及び修理に関すること。
⑸主務官庁への文書の作成、進達及び車両購入等における国庫補助申請に関すること。
⑹自動車車両整備施設の整備、改良、保守管理に関すること。

## 営業所（第１類事業所　※交通局においては課相当）（石屋川・中央）

⑴配属車両の配操車及び運行管理に関すること。
⑵お客様サービスに関すること。
⑶所属職員の勤務割当、服務指導及び業務指導に関すること。
⑷定期券を除く乗車券類（整理券を含む。）の発売、整理、保管及び処分に関すること。
⑸乗車料金等の収入に関すること。
⑹手許保管金及び両替・通報用現金の出納整理に関すること。
⑺設備及び備品等の軽微な補修に関すること。
⑻路線の軽微な維持整備及び安全対策に関すること。
⑼停留所施設及びバスターミナル施設の管理に関すること。
⑽走行環境の改善に関する関係機関との連絡調整に関すること。
⑾事業上生じた事故の処理（他の所管に属するものを除く）に関すること。

# 高速鉄道部

## 地下鉄経営課

⑴高速鉄道に係る総括調整に関すること。
⑵高速鉄道の運転計画・運行管理計画に関すること。
⑶他鉄道との連絡運輸調整に関すること。
⑷高速鉄道の事故防止の総合計画に関すること。
⑸高速鉄道の事業上生じた事故の総合調整に関すること。
⑹安全マネジメントの推進に関すること。

## 運輸課

⑴高速鉄道事業の運輸・駅務運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵業務ビル(名谷、苅藻)の管理に関すること。
⑶お客様サービスの向上に関すること。
⑷乗車券及び乗車料金等の収入に関すること。
⑸駅業務管理の委託に関すること。
＜運転指令区＞
(1) 高速鉄道の運行管理に関すること。
(2) 高速鉄道の運転指令に関すること。
(3) 所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関すること。
＜名谷乗務区及び苅藻乗務区＞
(1) 高速鉄道の列車又は車両の運転に関すること。
(2) 高速鉄道の車内乗客の接遇及び取扱いに関すること。
(3) 所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関すること。
(4) 高速鉄道の車内の遺留品に関すること。
(5) 高速鉄道の運転事故の現場処理(当初対応)に関すること。
(6) 高速鉄道の列車又は車両の管理(ただし、運転中に限る。)に関すること。
＜三宮管区、名谷管区、西神中央管区及び海岸線管区＞
(1) 高速鉄道の駅構内(留置車両を含む。)の管理に関すること。
(2) 高速鉄道の乗車券の発売及び整理並びに乗車料金の収入に関すること。
(3) 高速鉄道の乗客の接遇及び取扱い(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
(4) 所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関するこ

と。
(5)高速鉄道の駅構内の遺留品に関すること。
(6)高速鉄道の事業上で生じた事故(当初対応)に関すること。
(7)代替輸送の手配に関すること。

**地下鉄職員研修所**

⑴高速鉄道職員への研修の企画、調査及び実施に関すること。
⑵高速鉄道事業運輸関連規程の関係の制定、改廃、編さん及び保存に関すること。
(3)動力車操縦者の養成及び教育訓練に関する軽易な事項に関すること。
(4)高速鉄道運転関係従事者の適性検査及び教育訓練に関すること。

**施設課**

⑴高速鉄道事業に係る計画、調査、協議、沿道被害の補償に関すること。
⑵高速鉄道土木施設、建築施設及び設備（他の所管に属するものを除く。）の保守、調査、計画、設計及び工事に関すること。
⑶ (2)を除く建築施設、建築付帯設備及び土木工事の設計及び工事に関すること。
＜保線区＞
⑴高速鉄道の軌道及び関連施設の計画及び設計に関すること。
⑵高速鉄道の土木施設、軌道及び関連施設の保守管理に関すること。
⑶高速鉄道の軌道用機材の管理に関すること。

**電気システム課**

⑴高速鉄道の運行に係る電気施設（信号保安、通信設備、電力線路設備、変電設備）に関する調査、設計、工事及び関係法手続きに関すること。
＜変電区＞
⑴高速鉄道の電力指令に関すること。
⑵高速鉄道の運行に係る変電設備の保守管理及び改修工事に関すること。
＜電気区＞
⑴高速鉄道の運行に係る信号保安、通信設備、電力線路設備の保守管理及び改修工事に関すること。

**地下鉄車両課**

⑴高速鉄道の車両の調査、計画及び設計に関すること。
⑵高速鉄道の車両の保守管理に関すること。
⑶高速鉄道の車両保守に係る総合計画に関すること。
⑷高速鉄道の車両検修施設の工事に関すること。
⑸高速鉄道の検車設備の保守管理に関すること。
⑹高速鉄道の車庫構内施設の保安管理に関すること。
⑺高速鉄道の車庫構内運転に関すること。
＜検車区＞
⑴高速鉄道の車両の保守管理及び改修工事に関すること。

# 教育委員会事務局

## 教育総務課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵事務局内における学校園の指導、支援に係る業務の連絡及び調整に関すること。
⑶コンプライアンスの推進に関すること。
⑷重大事態・事故の初動対応に関すること。
⑸教育関係法規の調査、研究及び条例、規則その他の規程の制定、改廃に関すること。
⑹争訟の総括に関すること。
⑺広報及び広聴に関すること。
⑻教育委員会の会議及び教育委員に関すること。
⑼地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４に規定する総合教育会議に関すること。
⑽教育委員会に係る特定の調査、重要施策の企画立案、調整及び研究に関すること。
⑾教育に係る調査統計に関すること。
⑿法第 26 条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⒀学校運営協議会及び地域学校協働活動に関すること。
⒁学校施設開放に関すること。
⒂社会教育に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
⒃PTA に関すること。
⒄教育委員会の特命による重要事項の推進に関すること。

## 教職員人事課

⑴事務局及び教育機関（学校を含む。）の職制、定員及び人事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵学級編制に関すること。
⑶学校職員の資質向上に関すること。
⑷神戸市指導力向上審査委員会に関すること。
⑸神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会に関すること。
⑹学校職員の採用に関すること。
⑺学校職員の働き方改革の推進に関すること。

## 教職員給与課

⑴学校職員の福利厚生に関すること。
⑵学校職員の給与の支払に関すること。
⑶学校職員の給与、勤務条件及び給与制度の調査研究に関すること。
⑷事務局及び教育機関（学校を含む。）の職員団体に関すること。
⑸事務局及び教育機関（学校を含む。）の管理員、施設管理員及び調理士の職制、定員及び人事に関すること。
⑹職員の保健衛生・安全衛生に関すること。
⑺神戸市教育委員会職員衛生管理審査会に関すること。

## 学校経営支援課

⑴事務局及び教育機関の事務の審査に関すること。
⑵教育人材センターに関すること。
⑶学校の運営費に関すること。
⑷学校事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑸学校の教具、管理備品その他の設備に関すること。
⑹教育の情報化の推進に関すること。
⑺学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等に関すること。
⑻学校の設置廃止等に関すること。
⑼奨学金及び就学奨励（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
⑽授業料、保育料、入学選抜料等に関すること。
⑾私立学校（幼稚園を除く。）等の助成に関すること。
⑿学事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 学校環境整備課

⑴教育機関の施設及び設備の整備及び管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵不動産の取得及び処分に係る連絡及び調整に関すること。
⑶学校園の施設の目的外使用に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
⑷小学校、中学校及び義務教育学校の適正規模化及び過密化対策の推進に関すること。
⑸神戸市校区調整審議会に関すること。

## 健康教育課

⑴幼児、児童及び生徒の保健衛生に関すること。
⑵学校の保健指導及び環境衛生に関すること。
⑶幼児、児童及び生徒に係る災害共済給付に関すること。
⑷学校給食に関すること（学校給食費の徴収を含む）。
⑸学校給食共同調理場に関すること。
⑹一般財団法人神戸市学校給食会との連絡及び調整に関すること。

## 学びの推進課

⑴学校運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑵幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育課程等に関すること。
⑶幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること。
⑷幼稚園・高等学校の再編・あり方検討の調整及び実施に関すること。
⑸小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
⑹学校教員の指導力向上に関すること。
⑺幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。
⑻学校における読書指導及び学校図書館の運営に関すること。
⑼教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。
⑽情報教育の推進に関すること。
⑾高等学校の通学区域に関すること。
⑿人権教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
⒀家庭教育に関すること。
⒁地域改善対策奨学金に関すること。
⒂神出自然教育園に関すること。
⒃こども日本語サポートセンターに関すること。

［神出自然教育園］（第４類事業所）

## 児童生徒課

⑴青少年育成センターに関すること。
⑵生徒指導の調査、連絡調整及び専門的事項の指導に関すること。
⑶児童及び生徒の生活指導及び交通安全指導に関すること。
⑷コベカツに関すること。
⑸神戸市いじめ問題審議委員会に関すること。
⑹中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の部活動に関すること。
⑺不登校支援相談センターに関すること。

| 特別支援教育課 |
| --- |
| ⑴特別支援教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。<br>⑵特別支援学校及び特別支援学級の教育課程に関すること。<br>⑶特別支援学校及び特別支援学級教科書の採択及びその他教材の取扱いに関すること。<br>⑷特別支援教育に係る就学、教育相談及びその支援に関すること。<br>⑸特別支援教育相談センターに関すること。 |

| 教職員研修所（第１類事業所） |
| --- |
| ⑴神戸市総合教育センターの管理に関すること。<br>⑵教職員の研修に関すること。<br>⑶教育に関する研究並びに研究成果の普及に関すること。<br>⑷児童及び生徒の教育相談に関すること。<br>⑸教育に関する情報の収集、作成及び提供に関すること。<br>⑹教員の資質向上に関すること。 |

# 市選挙管理委員会事務局

⑴選挙管理委員会の庶務に関すること。
⑵選挙の啓発に関すること。
⑶選挙（財産区議会議員選挙を含む。）の管理執行、明るい選挙の推進に関すること。
⑷最高裁判所裁判官国民審査法の管理執行に関すること。
⑸地方自治法に基づく直接請求に関すること。
⑹日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく国民投票に関すること。
⑺区選挙管理委員会の指揮監督に関すること。

# 区選挙管理委員会事務局

⑴選挙管理委員会の庶務に関すること。
⑵選挙の啓発に関すること。
⑶公職選挙法に基づく選挙人名簿の調製、選挙（財産区議会議員選挙を含む。）の管理執行、明るい選挙の推進に関すること。
⑷最高裁判所裁判官国民審査法の管理執行に関すること。
⑸裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員候補者予定者及び検察審査会法に基づく検察審査員候補者の選定に関すること。
⑹地方自治法に基づく直接請求に関すること。
⑺日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく国民投票に関すること。

# 人事委員会事務局

## 調査課

⑴事務局の庶務に関すること。
⑵委員会の議事に関すること。
⑶人事に関する統計報告の作成に関すること。
⑷給与、勤務時間その他の勤務条件の調査、研究及び立案に関すること。
⑸厚生福利制度の調査、研究及び立案に関すること。
⑹職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
⑺給与支払の監理に関すること。
⑻勤務条件に関する措置の要求の審理に関すること。
⑼不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
⑽職員の苦情処理に関すること。
⑾学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関すること。
⑿職員団体の登録に関すること。
⒀労働基準監督機関の職権行使に関すること。
⒁退職手当の支給制限等の処分に関する審査に関すること。
⒂退職管理に関すること。
⒃他課の主管に属しないこと。

## 任用課

⑴人事記録の管理に関すること。
⑵研修及び人事評価の調査、研究及び立案に関すること。
⑶競争試験（選考考査を含む。）に関すること。
⑷職員の選考及びその他任用に関すること。

# 監査事務局

| 第１課 |
| --- |
| 第２課 |
| 第３課 |
| ⑴局の庶務及び局内事務の連絡調整（第１課所管）に関すること。<br>⑵諸会議（第１課所管）に関すること。<br>⑶兵庫県都市監査委員会に関すること。<br>⑷財務監査（事務及び工事その他技術等）に関すること。<br>⑸行政監査に関すること。<br>⑹財政援助団体等の監査（事務及び工事その他技術等）に関すること。<br>⑺決算審査及び基金運用状況審査に関すること。<br>⑻健全化判断比率等審査に関すること。<br>⑼内部統制評価報告書審査に関すること。<br>⑽現金出納検査に関すること。<br>⑾住民監査請求その他の監査に関すること。<br>⑿外部監査人の監査に関すること。 |

# 農業委員会事務局

⑴農業委員会の庶務所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令に基づく農地関係事務に関すること。
⑶農地利用の最適化の推進に関する事務に関すること。

# 市会事務局

## 総務課

⑴局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
⑵議会の広報に関すること。
⑶儀式及び交際に関すること。
⑷公印の管守に関すること。
⑸議場の警備その他議事堂の管理に関すること。
⑹他の課の所掌に属しないこと。

## 議事課

⑴本会議に関すること。
⑵議会運営に必要な会議に関すること。
⑶議員総会に関すること。
⑷議決事項の処理に関すること。
⑸議長会議及び事務局会議に関すること。
⑹会議録の編さんに関すること。
⑺市会先例集の編さんに関すること。
⑻その他議事に関すること。

## 政策調査課

⑴市政調査、議案調査その他調査に関すること。
⑵例規の制定改廃に関すること。
⑶請願及び陳情に関すること。
⑷議員提出議案の立案補助に関すること。
⑸議案等の法制的検討に関すること。
⑹各種刊行物の発行に関すること。
⑺市会図書室に関すること。
⑻資料の収集、整理及び保存に関すること。
⑼市会史に関すること。

議事課と政策調査課の共管事項
⑴常任委員会に関すること。
⑵特別委員会に関すること。
⑶実行委員会に関すること。
※分担は事務局長が定める。

# 令和８年度組織改正の概要

## １．重点項目

**（良質な「まち」の佇まいの創出に向けた体制強化）**

○既成市街地やニュータウンなどの地域の再生や､神戸らしい魅力ある公共空間･まちの佇まいの創出に取り組むため、企画調整局に都市デザイン課を新設

○企画調整局調整課からの業務・体制の移管を含め、新設する都市デザイン課に課長１名、係長２名、担当者２名を配置

**（自転車施策の推進に向けた体制強化）**

○多様化する自転車の利用ニーズに対応し、だれもが安全・安心・快適に自転車を利用できる環境づくりを推進していくため、建設局に自転車課を新設

○建設局駅前魅力創造課からの業務・体制の移管を含め、課長１名、係長４名、担当者７名を配置

**（神戸空港の機能強化や神戸空港島利活用の推進に向けた体制強化）**

国際定期便の運用開始に向けた神戸空港の機能強化に取り組むとともに、「神戸空港島将来構想（仮称）」を策定し、これに基づく空港島企業誘致や島内インフラ整備を推進するため、組織の新設及び体制の強化を行う。

○港湾局に空港戦略部を新設

○空港戦略部に誘致戦略課を新設

○空港調整課や空港整備課からの業務・体制の移管を含め、新設する誘致戦略課に課長２名、係長２名、担当者３名を配置

**（市立中学校部活動の地域展開に向けた体制強化）**

令和８年の市立中学校部活動終了に伴う「KOBE◆KATSU（コベカツ）」の開始に向けて、体制の強化を行う。

○文化スポーツ局スポーツ交流課に教員１名を増員

○文化スポーツ局文化交流課に係長１名を増員

○教育委員会事務局児童生徒課に課長１名、係長１名、担当者１名を増員

## ２．新規・拡充

**（企業版ふるさと納税の獲得強化に向けた体制強化）**

○企業版ふるさと納税の更なる獲得や継続実施に向けた企業との連携強化のため、地域協働局企業連携推進課に係長１名を増員

**（職員の健康管理体制の強化）**

○職員のメンタルヘルス対策の充実と産業保健体制の強化のため、行財政局厚生課に医師１名、教育委員会事務局教職員給与課に医師１名を増員

**（行財政局税務部の再編）**

○固定資産税業務を行う組織について、業務の効率化を図るため、機能分担制を導入し、再編を実施

| 局・部 | 旧組織 | 新組織 |
|---|---|---|
| 行財政局税務部 | 固定資産税企画課<br>固定資産税第１課～第３課 | 固定資産税調整課<br>固定資産税土地課<br>固定資産税家屋課 |

**（児童福祉の向上に向けた体制強化）**

○こども家庭局こども家庭センターにおいて、児童福祉司と児童心理司の配置基準に合わせ増員

**（ものづくり産業への支援体制の強化）**

○基幹産業である「ものづくり産業」への支援を強化していくため、経済観光局工業課とファッション産業課を統合し、ものづくり産業課として再編

**（空家対策の推進に向けた体制強化）**

○空家対策を積極的に推進するため、建築住宅局建築指導部安全対策課に係長１名、担当者２名を配置

**（水道管理事務所における執行体制の強化）**

○水道管（配水管）更新における執行体制を強化するため、水道局東部水道管理事務所及び西部水道管理事務所に副所長を新設

**（効率的な神戸市営バス事業の運営に向けた体制強化）**

○効率的な神戸市営バス事業の運営に向け、経営基盤の強化を図るため、交通局自動車部市バス運輸サービス課を市バス経営課に名称変更するとともに、課長１名、係長２名を増員

**（教育政策の企画調整機能の強化）**

○政策の企画調整機能の強化を図るため、教育委員会事務局監理室と総務課を統合し、教育総務課として再編

# 神戸市事務分掌条例

（最終施行令和７年４月１日）
平成 15 年 10 月条例第 19 号

（局の設置並びに分掌事務）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項後段の規定により設置する局及びその分掌する事務は，次のとおりとする。

**危機管理局**

危機管理に係る事務の総括に関する事項

**企画調整局**

⑴　震災復興に係る事項及び関係機関との連絡調整に関する事項

⑵　市政の基本的施策の立案，総合調整及び統計に関する事項

⑶　市政の重要な新規施策の調査及び推進に関する事項

⑷　秘書に関する事項

⑸　広聴及び広報に関する事項

⑹　情報化の推進に関する事項

⑺　神戸医療産業都市の推進に関する事項

**地域協働局**

⑴　地域活動の推進に関する事項

⑵　区政及び市民生活に関する事項

**行財政局**

⑴　市の行財政改善の推進及び行政一般に関する事項

⑵　職員の人事，給与及び福利厚生に関する事項

⑶　市の予算，税その他財政に関する事項

⑷　議会に関する事項

⑸　他の局の所管に属しない事項

**文化スポーツ局**

⑴　スポーツに関する事項

⑵　文化に関する事項

⑶　図書館及び博物館に関する事項

**福祉局**

⑴　社会福祉に関する事項

⑵　社会保障に関する事項

**健康局**

⑴　健康に関する事項

⑵　保健衛生に関する事項

**こども家庭局**

⑴　子供及び青少年の健全育成に関する事項

⑵　子育て支援に関する事項

**環境局**

⑴　廃棄物の処理に関する事項

⑵　環境の保全に関する事項

**経済観光局**

⑴　商業、工業及び農林水産業に関する事項

⑵　貿易、観光及び企業誘致に関する事項

⑶　戦略的な国際交流に関する事項

**建設局**

⑴　道路に関する事項

⑵　下水道及び河川に関する事項

⑶　公園緑地及び砂防に関する事項

**都市局**

⑴　都市計画に関する事項

⑵　産業団地整備に関する事項

**建築住宅局**

⑴　住宅及び住環境整備に関する事項

⑵　建築に関する事項

**港湾局**

⑴　港湾に関する事項

⑵　空港に関する事項

（施行細目の委任）

第２条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。